

商品名等 (電気用品名等)	電気用品を付加した電動トレーニング機器(電動トレーニング機器)
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、トレッドミル等の運動機器に「テレビジョン受信機」等を一体として組み込んだもので、次の3タイプがある。</p> <p>①運動機器のコントロールパネル部にチューナー内蔵「テレビジョン受信機」を組み込んだもの</p> <p>②運動機器のコントロールパネル部に外部チューナー接続端子を有するモニターを組み込んだもの</p> <p>③運動機器のコントロールパネル部に送風用のファンを組み込んだもの</p> <p>○構造、仕様、意匠 ①、②及び③ともに、電源は運動機器側から供給される。 ①及び②は、運動機器の動作に関係なく、一般テレビジョン放送を視聴できる。 ②の外部チューナー接続端子は、S端子又はコンポジット信号入力端子である。 定 格：100～240V、50～60Hz</p> <p>○主な使用者、販売先 一般家庭、フィットネスクラブ等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>①及び②：特定電気用品以外の電気用品中、電子応用機械器具の「テレビジョン受信機」として取り扱う。</p> <p>③：電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>①は、運動機器の動作に関係なく、一般テレビジョン放送を視聴できることから、総体を「テレビジョン受信機」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>②は、外部チューナーと接続することによって、運動機器の動作に関係なく一般テレビジョン放送を試聴できることから、総体を「テレビジョン受信機」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>③は、運動機器の付加機能と捉えることが相当であり、総体を非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	